

## 入札説明書

東北森林管理局秋田森林管理署の令和6年度国有林野産物公売及び造林事業請負に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日 令和6年8月9日

2 契約担当官等

(1) 立木販売

分任契約担当官

秋田森林管理署長 橋爪 一彰

(2) 造林事業請負

分任支出負担行為担当官

秋田森林管理署長 橋爪 一彰

住所：秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3

3 立木販売と造林事業請負の概要

入札番号 1号

(1) 立木販売

伐採箇所 秋田県仙北市田沢湖田沢字先達沢国有林 3047 林班は1小班

伐採種 皆伐

伐採面積 4.00ha

立木材積 2,287.63m<sup>3</sup>

別紙「公売物件明細書（立木）」のとおり

現地案内 別紙「現地案内日程表」とおり

(2) 造林事業請負

事業名 造林事業請負（田沢地区、地拵・植付）

作業場所 秋田県仙北市田沢湖田沢字先達沢国有林 3047 林班は1小班

上記（1）の伐採跡地

事業内容 地拵・植付 4.00ha

(3) 履行期限

立木販売物件の搬出期間 引渡しの日から令和7年10月31日

造林事業請負の履行期間 契約締結の翌日から令和7年10月31日

4 競争参加資格要件等

本事業の入札に参加できる者は、次の立木販売と造林事業請負に示す全てに該当する者となります。

(1) 立木販売

最寄りの森林管理局長から「一般競争参加資格確認通知書」の交付を受けた者であること。

(2) 造林事業請負

ア 予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

イ 令和 04・05・06 年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」）を有し、国有林野事業で行う素材生産及び造林の等級区分を定めた競争参加者の資格に関する公示（令和 4 年 2 月 15 日）によって決定された等級が本事業に対応している者は、自己の等級より下位への入札及び自己の等級より上位への入札に参加できる。

なお、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 5 条第 3 項に基づく認定を受けている事業主（以下「認定事業主」という。）が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で対象等級と同規模の事業実績（国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した事業実績）を有している者であること。

なお、この事業の等級は、C 等級である。

（参考） 造林の等級区分（資格：役務の提供等（その他））

等級	競争参加者（数値）
A	75 点以上
B	55 点以上 75 点未満
C	40 点以上 55 点未満
D	40 点未満

ウ 共同事業体にあつては、次の全ての要件を満たすものであること。

（ア）協定書に基づき結成された共同事業体であること。

（イ）競争制限とはならない共同事業体であること。

（ウ）構成員の全てが、全省庁統一資格の「役務の提供等（その他）」の資格を有すること。

（エ）共同事業体が入札する事業に、構成員が入札を行わないこと。

（オ）共同事業体の等級は代表者の等級とし、（2）イに定める等級であること。（代表者が認定事業主である場合においても（2）イに定める等級であること。）

エ 令和 04・05・06 年度全省庁統一資格の競争参加を希望する地域において、「東北」を選択している者であること。（共同事業体にあつては、構成員の全てが「東北」を選択している者であること。）

オ 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（「競争参加者の

資格に関する公示」(令和3年3月31日)9(2)に規定する手続きをした者を除く。)でないこと。

カ 平成21年4月1日以降(過去15年間(事業年度は含まない))に、入札公告の事業又は同種の事業を完了した実績(国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した事業実績)がある者とする。

なお、同種の事業とは地拵、植付、下刈、除伐、除伐Ⅱ類、つる切り、本数調整伐A(除伐Ⅱ類事業)、公園等における樹木の植栽又は草の刈払いとする。

ただし、発注対象事業より下位の等級に格付けされた認定事業主が直近上位より上位に入札する場合、認定事業主以外が上位に入札する場合は、発注対象事業と同程度の期間で平成21年4月1日以降(過去15年間(事業年度含まない))に対象等級と同規模の事業を完了した実績(国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した事業実績)がある者とする。

また、事業年度の前年度及び前々年度の2年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、事業成績評定通知書を受けた者は、入札しようとする者の2年間の契約毎の評定点の合計を契約件数で除した平均点が65点以上であること。

キ 配置を予定する技術者にあつては、入札参加者が直接雇用しており、技術者の資格のいずれか(次に掲げる(ア)から(ケ)まで)を有していること。

技術者の資格とは、以下のとおり

- (ア) 技術士(林業、森林土木、林産)
- (イ) 林業技士(林業経営、林業機械、森林土木、森林評価)
- (ウ) グリーンマイスター(基幹林業技能士)
- (エ) グリーンワーカー(林業技能作業士)
- (オ) ニューグリーンマイスター(基幹林業作業士)
- (カ) フォレストマネージャー
- (キ) フォレストリーダー
- (ク) フォレストワーカー(林業作業士)
- (ケ) 青年林業士

なお、上記の資格を有しない場合、平成21年4月1日以降(過去15年間(事業年度は含まない))に入札公告の事業又は同種の事業(国有林野事業の発注以外の事業を含み、元請・下請として、完成、引き渡し完了した同種事業に従事した代表的なもの(事業規模の大きいもの)のうち次の優先順位(ア現場代理人として経験した事業、イ現場代理人以外で経験した事業。)に基づくこと。)に3年以上従事している者であること。

また、配置予定技術者の、同種事業に3年以上従事していることを証明するための契約書又は従事したことが証明できる書類等を「3ヶ年度」分(年度毎に1件)添付すること。

ク 労働安全衛生規則等に基づき必要とされる下記資格保有者を配置できること。

- (ア) チェンソーを使用する作業

- ① 改正前労働安全衛生規則第 36 条第 8 号又は第 8 の 2 特別教育の修了者については、伐木等の義務（基発第 0214 第 9 号第 2 の 1 特別教育（補講））を受講済者であること。
- ② 改正後労働安全衛生規則第 36 条第 8 号修了者であること。

(イ) 刈払機を使用する作業

「林業における刈払機使用に係る安全作業指針」の周知徹底について（昭和 60 年 2 月 19 日付け基発第 90 号厚生労働省通達）に基づく刈払機を使用できる者であること。

ケ 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）、競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、東北森林管理局長から「工事請負契約指名停止等措置要領の制定について」（昭和 59 年 6 月 11 日付け 59 林野経第 156 号林野庁長官通知）又は「物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領」（平成 26 年 12 月 4 日付け 26 林政政第 338 号林野庁長官通知）に基づく指名停止を受けていないこと。

コ 以下に定める届出をしていない事業者（届出の義務がない者を除く。）でないこと。

- ・健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条規定による届出
- ・厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条に規定による届出
- ・雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出

サ 上記 3(1)、(2)に示した事業に係る条件調査等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者でないこと。

① 「条件調査等の受託者」とは、次に掲げる者である。  
該当無し。

② 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある業者」とは、次のア又はイに該当する者である。

ア 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている業者

イ 業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該業者

シ 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。（基準に該当する者のすべてが共同事業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）

(a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

(c) その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他個人事業主又は中小企業等協同組合法若しくは森林組合法等に基づき設立された法人等であって、上記(a)又は(b)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

ス 当該事業の入札説明書及び見積りに必要な図書等を発注者の指定する方法(CD-R等による配布等)での交付を受けていない者は、入札参加を認めない。

セ 農林水産省発注事業等からの暴力団排除の推進について(平成20年3月31日付け19東経第178号局長通知)に基づき、警察当局から当局長(署長、支署長含む。)に対し、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準じるものとして、農林水産省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

ソ 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」(令和3年2月26日付け2林政経第458号林野庁長官通知)に沿って、作業の安全対策に取り組んでいること。(規範の内容に相当する既存の取組を含む。)

注:「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け」及び「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範(個別規範:林業)事業者向け解説資料」は、林野庁ホームページに掲載。

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/mokusan/seisankakou/anzenkiban.html>)

## 5 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に掲げるところに従い、全省庁統一資格の資格確認通知書の写し、林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく都道府県知事の認定書の写し、申請書及び資料を提出し、分任支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、共同事業体は、協定書の提出も行き確認を受けるものとする。

上記4の(1)及び(2)イの認定を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、上記4の(2)ア及びウからセまでに掲げる事項を満たしているときは、開札の時に上記4の(1)及び(2)イに掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、入札の時に上記4の(1)及び(2)イに掲げる事項を満たしていなければならない。

また、期限までに申請書等を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は本競争に参加することができない。

申請書等の提出は、持参又は郵送とする。

(ア) 受付期間:令和6年8月13日(火)から令和6年8月26日(月)  
(土曜日、日曜日及び祝日等の行政機関の休日(以下「休日等」という。))を除く。)の午前9時00分から午後5時00分(正

午から午後 1 時 00 分までを除く。) までとし、郵送の場合は令和 6 年 8 月 26 日 (月) の午後 5 時 00 分までに必着とする。

(イ) 受付場所：〒019-2601

秋田県秋田市河辺和田字和田 156-3

秋田森林管理署 総務グループ

電話：018-882-2311

(2) 申請書は別紙様式 1 により、資料は別紙様式 2～別紙様式 7 により、記入例に基づき作成し、上記 (1) に基づき提出すること。

(3) 資料は、次に従い作成すること。

ただし、(ア) 別紙様式 2 の同種事業の実績、(イ) 別紙様式 3 の配置予定技術者の同種事業の経験については、事業が完了し、引き渡しが進んでいるものに限り記載すること。

(ア) 同種事業の実績

上記 4 の (2) カに掲げる資格があることを判断できる同種事業の実績、発注対象事業より下位の等級に対応する等級に格付けされた者である場合及び認定事業主で直近上位より上位に入札する者である場合は、発注対象事業と同程度の期間で対象等級と同規模の事業に係る実績を別紙様式 2 に記載すること。

なお、自己山林に関する同種の事業の実績についても実績として評価することとし、事業名及び発注機関欄には「自己山林」と記載し、契約金額については、都道府県の造林補助事業における標準単価、地元の森林組合等から聞き取りした数値などにより算定すること。

(イ) 配置予定技術者の同種事業の経験

配置を予定する技術者が上記 4 の (2) キに示す技術者の資格を有している場合は、その資格名を別紙様式 3 に記載すること。記載した資格は、資格証の写しを提出すること。配置を予定する技術者が技術者の資格を有していない場合は、入札公告の事業又は同種の事業に従事していることを判断できる会社名、同種事業の経験等を別紙様式 3 に記載すること。なお、同種の事業の現場代理人等 (請負契約者本人が現場に常駐して運営する場合を含む) として、年間少なくとも 1 回以上従事し、且つ通算で 3 年以上従事していることが判断できるよう様式に明記すること。従事期間は連続する 3 年である必要はないものとする。

(ウ) 従事予定者

従事予定者の資格等を別紙様式 4 に従事予定者別に記載すること。なお、競争参加資格要件として資格等の取得者の配置が必要な場合は、資格等を取得している従事予定者が配置可能であることを判断できるよう様式に明記すること。

(エ) 契約書の写し

上記 (ア) の同種事業の実績、(イ) の配置予定技術者の同種事業の経験においては、実績として記載した事業に係る契約書等の写しを提出すること。なお、契約書等により同種事業であることが確認できない場合は、契約書の他に施工管理計画書等の当該事業の内容 (同種事業の実績及び技術者の経験) が証明できる書類を添付すること。必要な書類の添付がないものについては入札に参加できないので留意すること。配置予定技術者の、同種事業に 3 年以上従事していることを証明するための契約書等を「3 ヶ

年度」分添付すること。

(4) 資料作成説明会

資料作成説明会については、原則として実施しない。

(5) 競争参加資格の確認

競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、参加資格の有無については令和6年8月30日（金）までに通知する。参加資格「無」とした者に対しては、その理由を付して通知する。

(6) 競争参加資格確認資料のヒアリング

競争参加資格確認資料のヒアリングについては、原則として実施しない。

(7) その他

(ア) 資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(イ) 分任支出負担行為担当官は、提出された申請書等を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

(ウ) 提出された申請書等は、返却しない。

(エ) 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、配置予定の技術者に関し、種々の状況からやむを得ないものとして分任支出負担行為担当官が承認した場合においてはこの限りではない。

6 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、分任支出負担行為担当官に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

(ア) 提出期限：令和6年9月10日（火）午後5時00分

(イ) 提出場所：5の（1）の（イ）に同じ。

(ウ) 提出方法：持参による提出か、郵送による。（郵送の場合は提出期限内必着とする。）

(2) 分任支出負担行為担当官が説明を求められたときは、令和6年9月26日（木）までに説明を求めた者に対し、書面により回答する。

7 入札説明書に対する質問

(1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い、書面（様式は自由）により提出すること。

(ア) 受領期間：令和6年8月13日（火）から令和6年9月19日（木）まで。  
持参する場合は、上記期間の休日等を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。ただし、正午から午後1時00分までを除く。  
なお、郵送の場合は令和6年9月19日（木）午後5時00分までに必着とする。

(イ) 提出場所：上記5の（1）の（イ）に同じ。

(ウ) 提出方法：持参による提出か、郵送による。

(2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり閲覧に供するとともに、東北森

林管理局ホームページに掲載する方法により公表する。

([http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu\\_osirase/nyusatsusetsumei\\_shitsumon\\_kaitou.html](http://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/publicsale/nyuusatu_osirase/nyusatsusetsumei_shitsumon_kaitou.html))

(ア) 閲覧期間：令和6年8月13日（火）から令和6年9月26日（木）までの休日等を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで。

(イ) 閲覧場所：上記5の(1)の(イ)に同じ。

## 8 入札及び開札の日時及び場所等

入札書には、立木の買受け見積金額と造林事業請負見積金額との差額の消費税抜きの金額を入札金額として記載すること。また、「国へ納付します。」「国から支払いを受けます。」のどちらかを明確にすること。

(1) 入札は、所定の様式による入札書を持参により入札する場合は、令和6年9月27日（金）午前10時00分までに秋田森林管理署会議室へ持参すること。

入札受付は令和6年9月27日（金）午前9時45分開始

入札締切は令和6年9月27日（金）午前10時00分（開札時刻）締切

なお、郵送により入札書を提出する場合は令和6年9月26日（木）午後5時00分までに必着とする。入札書の日付は令和6年9月27日とする。

(2) 開札は、令和6年9月27日（金）午前10時00分に秋田森林管理署会議室にて行う。

(3) 競争入札の執行に当たっては、分任支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参又は郵送すること。

## 9 入札方法等

(1) 入札書は紙により封緘のうえ、商号又は名称並びに住所、あて名及び事業名を記載し、持参又は郵送により提出すること。電送による提出は認めない。

郵送により入札書を提出する場合は、書留郵便に限ることとし、封筒を二重に使用し、その内封筒には入札書を、その外封筒には分任支出負担行為担当官より競争参加資格があることが確認された旨の競争参加資格確認通知書の写しを入れ提出すること。

なお、郵便入札した者は、再入札には参加できない。

また、入札への直接参加者が代理人である場合は、任意の様式によりその旨が確認できる委任状を提出すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 積算内訳書の提出

(ア) 積算内訳書の提出は、9(1)で示した入札書と同様の扱いとし、入札締め切り前に積算内訳書を紙により封緘された入札書とともに分任支



出負担行為担当官へ提出すること。

なお、郵送による者は、8の(1)の郵送期限までに必着とする。

(イ) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を所定の様式(素材生産事業請負及び造林事業請負の積算内訳書)により提出すること。

なお、入札の際に積算内訳書が未提出又は提出された積算内訳書が未記入である等不備がある場合は、当該積算内訳書の提出業者の入札を無効とすることがある。

また、提出された積算内訳書を必要に応じ公正取引委員会に提出する場合がある。

(ウ) 提出された積算内訳書は返却しない。

## 10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金：免除。

(2) 契約保証金：免除。(前払金の規定を適用する場合は、契約保証金を求めることとする。)

## 11 開札

開札は、競争参加者又はその代理人が立ち会い、開札を行うものとする。なお、競争参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係ない職員を立ち合わせ開札を行う。

## 12 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者が行った入札並びに別冊現場説明書及び別冊入札者注意書において示した入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時に於いて4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

## 13 落札者の決定方法

(1) 落札者の決定は競争参加資格の確認がなされた者の中で、予決令第79条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、価格その他の条件が国にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

(2) 予定価格が1千万円を超える造林事業請負契約については、落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条に基づく調査基準価格を下回る場合は14に示すとおり、予決令第86条の調査を行うものとする。

## 14 調査基準価格を下回った場合の措置

落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回って入札が行われた場合は、入札を「保留」とし、契約の内容が履行されないおそれがあると認めるか否かについては、入札者から資料の提出及び必要に応じて事情聴取を行うとともに、関係機関の意見照会等の調査(以下、「低入札価格調査」という。)を行い、落

札者を決定する。この調査期間に伴う当該事業等の事業期間の延期は行わない。

(1) 提出を求める資料等

- (ア) その価格により入札した理由
- (イ) 積算内訳書
- (ウ) 共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の内訳
- (エ) 契約対象事業等付近における手持ち事業等の状況
- (オ) 配置予定技術者名簿
- (カ) 契約対象事業等に関連する手持ち事業の状況
- (キ) 契約対象事業等箇所と調査対象者の事務所、倉庫等との地理的条件
- (ク) 手持ち資材等の状況
- (ケ) 資材購入先及び購入先と調査対象者との関係
- (コ) 手持ち機械の状況
- (サ) 労務者等の確保計画
- (シ) 事業別労務者等配置計画
- (ス) 月別就労予定表
- (セ) 過去に施工した事業等名及び発注者
- (ソ) 過去に受けた低入札価格調査対象事業等
- (タ) 安全管理に関する資料
- (チ) 財務諸表及び賃金台帳
- (ツ) 誓約書
- (テ) その他、分任支出負担行為担当官が必要と認める資料

(2) 説明資料の提出期限は、低入札価格調査を行う旨連絡を行った日の翌日から起算して7日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに記載要領に従った資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

(3) 分任支出負担行為担当官が次の追加資料を求めた場合の提出期限は、連絡を行った日の翌日から起算して5日以内（休日等を除く。）とし、提出期限後の差し替え及び再提出は認めないものとする。

また、提出期限までに資料等を提出しない、事情聴取に応じない場合など調査に協力しない場合及び提出された資料等に整合性がとれないあるいは記載漏れ等不備が認められた場合は、入札に関する条件に違反した入札としてその入札を無効とする。

- (ア) 積算内訳書等（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等を含む）に関する見積書等積算根拠
- (イ) 手持資材に関する数量、保管状況写真
- (ウ) 販売店等の作成した見積書等
- (エ) 手持機械の状況の写真
- (オ) 労務を供給事業者の承諾書
- (カ) 賃金台帳等
- (キ) 過去3カ年の財務諸表
- (ク) 資料提出時における社員すべての名簿

(4) 入札者が虚偽の資料提出若しくは説明を行ったことが明らかとなった場合は、当該事業の成績評定に厳格に反映するとともに、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(5) 低入札価格調査の方法及び落札者の決定方法については、本入札説明書によるほか「東北森林管理局低入札価格調査運用マニュアル」（平成21年4月22日付け21東経第44号局長通知）によるものとする。

## 15 契約書作成の要否等

(1) 契約の相手方が決定したときは、決定してから遅滞なく、別冊契約書（案）に基づき契約書を作成するものとし、落札者が決定した日から起算して7日（休日等を除く。）以内に契約を締結するものとする。

(2) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が隔地にあるときは、まず、その者が契約書に記名押印し、さらに、分任契約担当官等が当該契約書の送付を受けて、これに記名押印するものとする。

(3) (2)の場合において、分任支出負担行為担当官が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

(4) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語、日本国通貨に限るものとする。

(5) 分任契約担当官等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(6) 落札者は契約書の作成に当り、それぞれ消費税額を加算した立木等の買受見積金額と造林作業の請負見積金額の内訳書を提出して森林管理署長、支署長又は森林管理局が直轄で管理経営する区域にあつては森林管理局長の承認を求めること。なお落札後に提出する「立木等の買受見積金額と造林作業の請負見積金額の内訳書」及び「当該入札に付する事項の価格（契約額）については、予算決算及び会計令第91条第2項の規定に基づき財務大臣から承認を得た算定方式に基づき決定されるものであることから、入札者が見積もる内訳書と当該内訳書の金額は一致しない場合があるが、それぞれの契約金額の差額は、入札金額と一致する。

## 16 支払条件

(ア) 前金払 無（契約保証金を納める場合は前払金を認めるものとする。）

(イ) 中間前金払及び部分払 部分払いのみ 有（落札者の選択事項である。）

(ウ) 低入札価格調査を受けた者に係る契約保証金及び発注者の損害賠償請求等に伴う違約金の額については、国有林野事業造林事業請負契約約款第4条第3項中「10分の1」を「10分の3」に、第6項中「10分の1」を「10分の3」に、第55条第2項中「10分の1」を「10分の3」に読み替えるものとする。

また、前金払については、国有林野事業造林事業請負契約約款第35条第1項中「10分の4」を「10分の2」に、第5項中「10分の4」を「10分の

2」に、「10分の6を」を「10分の4」に、第6項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に、読み替えるものとする。

#### 17 立木買受代金の納付期限及び担保提供期限

(1) 立木買受代金は契約締結の日から20日以内に納付すること。ただし、延納の場合は法令の定める期間とする。

#### (2) 延納条件

- ①1件の売払代金が150万円以上の場合に認める。(消費税相当を加算した額)
- ②延納期間は、1,000m<sup>3</sup>未満は6ヶ月以内。1,000m<sup>3</sup>以上は10ヶ月以内とする。
- ③延納利息は、年利1.10%とする。
- ④延納担保の提供期間は、契約締結の日から20日以内とする。

#### 18 関連情報を入手するための照会窓口

上記5の(1)の(イ)に同じ。

#### 19 その他

(1) 申請書等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

(2) 落札者は、5の(1)の資料に記載した配置予定の技術者を当該事業の現場に常駐すること並びに従事予定者を当該事業に配置すること。

(3) 国有林野事業における造林事業請負標準仕様書第20条の全ての要件を満たす場合は下請負を認めるものとするが、同一入札物件に応札した者を下請負とすることはできないものとする。

(4) 事業年度の前年度及び前々年度の2年間に、入札公告の事業及び同種の事業について、契約を実施した署等から通知された全ての事業成績評定通知書の写しを提出しなければならない。

(5) 入札参加者は、競争契約入札心得及び契約書(案)を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。

(6) 国有林野事業における造林事業を請負契約に付する際の予定価格については、「造林事業請負予定価格積算要領」に基づき算定の上、決定しています。詳細については、林野庁ホームページをご覧ください。

造林事業請負予定価格積算要領

(<http://www.rinya.maff.go.jp/j/gyoumu/zourin/nyusatu.html>)



## 別紙

### 特約条項

1. 物件の区域及び伐採木等については、誤伐の未然防止に努め、買受者の責任において、事業従事者への周知徹底を確実に図ること。不明な箇所については、必ず当該森林官に確認すること。
2. 物件箇所の収穫区域表示及び「収測番号札」が貼ってある立木については、損傷及び伐倒をしないよう着手前に確認すること。
3. 物件の伐採・搬出に際しては、林地崩壊をしないよう注意し、また、河川の水質を汚濁しないよう河川の横断には仮設木橋や土管理設など特段の注意を払い、伐採搬出終了後は、当該森林官の指示に従い、後片付けを実施すること。
4. 搬出に際し、保安林を使用する場合は、予め森林事務所へ「作業仕組承諾書」を提出すること。
5. 搬出路線の変更が必要となった場合は、速やかに当該森林官と協議すること。
6. 砂防指定箇所については、必要な手続きをしてから作業に着手すること。
7. 当箇所以外の林小班について、保安林又は砂防指定内である場合は、搬出支障木の伐採及び搬出路作設に係わり、それぞれの法に基づく所定の手続きが必要です。
8. 沢縁、土場敷並びに林道沿線には、立木の残材及び末木枝条等を散乱放置することなく、搬出期間内に整理し、搬出時には汚濁水を流さないよう搬出路には水切り等の必要な処置を行うこと。
9. 間伐物件については、標準地内の調査を基に伐採し、販売対象外の立木は損傷しないようにすること。
10. 物件箇所の搬出に際しては、貸付契約地も含めて境界標識や看板等の構造物を損傷しないよう注意を払い、損傷した場合は直ちに当該森林官へ届出し、当該森林官及び森林管理署の指示のもと、買受者の責任で処理することになります。また、その処理費用についても、買受者の負担となります。
11. 物件の搬出に際し、国有林以外の民有地等を通過・土場等に使用する場合は、買受者が借り上げ及び協議等を行うこととし、森林管理署は関与しないものとします。
12. 物件の伐採・搬出等に伴う支障木が発生した場合、速やかに当該森林官と協議をすること。なお、支障木の搬出期限については、当該物件の搬出期限と同一となります。
13. 公売物件の販売対象木は、全て伐倒し搬出すること。やむを得ず物件を放棄する場合は、当該森林官と現地確認をし、必ず協議すること。
14. 埋蔵文化財を発見した場合は、その現状を変更することなく、速やかにその旨を森林管理署長へ連絡し、森林管理署長の指示にしたがうこと。
15. 林業における労働災害の防止の観点から立木販売契約情報（売買契約者名・事業着手前に提出された入林届）を労働基準監督署へ情報提供します。また、提出された情報に基づき、労働基準監督署による現場点検や安全指導が行われる場合があります。
16. 森林管理（支）署長は、買受人による確認を受けた森林作業道及び集材路・土場の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができる。この場合において、買受者は森林管理（支）署長の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

別紙

現地案内日程表

本物件は再公告物件のため、現地案内を省略します。

現地案内を希望する場合は、令和6年8月19日（月）までに、下記担当へご連絡ください。

物件番号	物件所在地	契約関係	現地案内日時
1号	(田沢)先達沢国有林3047は1林小班	国有林	(省略)

秋田森林管理署 経営担当

TEL:018-882-2311